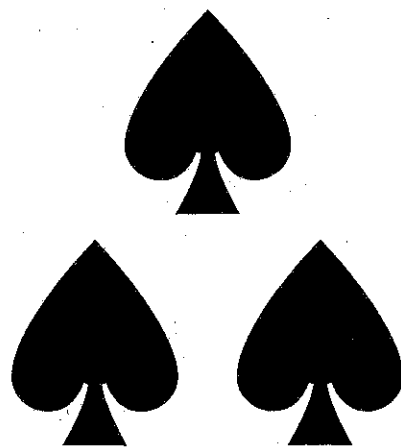


助成のてびき

令和7年4月



公益財団法人 秋田県林業労働対策基金
秋田県林業労働力確保支援センター

業 務 方 法 書

[平成13年 3月21日改正] [平成24年 6月13日改正]
[平成14年 7月 3日改正] [平成25年 3月13日改正]
[平成15年 3月18日改正] [平成25年 5月20日改正]
[平成15年10月22日改正] [平成27年 3月24日改正]
[平成16年 3月19日改正] [平成28年 3月24日改正]
[平成17年 3月15日改正] [平成28年 5月12日改正]
[平成18年 3月28日改正] [平成29年 5月11日改正]
[平成19年 3月16日改正] [平成30年 5月18日改正]
[平成20年 3月26日改正] [令和元年 5月17日改正]
[平成21年 3月17日改正] [令和 2年 3月19日改正]
[平成22年12月14日改正] [令和 4年 3月25日改正]
[平成23年 8月26日改正] [令和 5年 3月20日改正]
[令和 7年 3月19日改正]

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人秋田県林業労働対策基金(以下「財団」という。)が、定款第4条の定めるところにより行う事業について、その実施に必要な事項を規定するものとする。

(業務運営の基本)

第2条 財団業務は、法人設立の趣旨、その公益・公共的重要性を踏まえ、県、市町村、森林組合、会社及び事業者等の林業事業体(以下「林業事業体等」という。)及びその関係機関との密接な連携のもとに、効率的かつ効果的に運営するものとする。

(事 業)

第3条 定款第4条に掲げる各事業は、相互に関連し、また相乗効果、及び効率化が期待されることから、一元化して実施するものとし、事業は、「林業労働力確保対策事業」と称するものとする。

(事業実施方法)

- 第4条 事業実施は、財団が直接行う事業(以下「直接事業」という。)及び林業事業体等に助成する事業(以下「助成事業」という。)とし、直接事業は必要により委託の方法で行うことができるものとする。
2. 直接事業については、当該年度の財団事業計画等によるものとし、理事長が別に実施要綱等定めて行うものとする。
 3. 事業予算の見積額は、財団基本財産等の運用益及び担い手育成準備金(以下「運用益等」という。)の範囲内とする。ただし、国その他公共団体の補助金等が見込める場合は、それを含むことができるものとする。
 4. 事業費には、直接経費のほか事業に付帯する必要諸経費を含むことができるものとする。

(対象林業事業体等)

- 第5条 助成事業でいう、助成対象とする林業事業体等とは、次の要件を充たすものとする。
- (1) 現に林業(造林、保育、伐出の事業に限る。以下同じ。)を営むものであること。
 - (2) 秋田県内に事業所を有し、原則として秋田県内において林業事業を営むものであること。
 - (3) 常時雇用する従事者の数が3人以上300人以下であること。
 - (4) 資本金1億円以下であること(ただし、森林組合及び協同組合の場合はこの限りでない。)

(助成の要件)

- 第6条 助成の対象となる要件は、第4条、第5条で定めるほか、別表「助成要件基準等」に示すところによる。
2. 助成対象とする助成金額及び助成率等は、前項で特に定めてあるほかは、基金の運用益等及び事業経費の動向をみて、理事長が定めるものとする。

(助成等事業計画申請)

- 第7条 この業務方法書に基づき助成を受けようとするものは、当該年度の事業計画申請書に別に指示する関係書類を添えて、理事長が定める日までに提出するものとする。
- ただし、前年度において事業主の責に帰する死亡災害事故を起した事業体については、計画申請書の提出を認めない。(労働安全衛生促進事業を除く。)

(助成計画の承認)

第8条 理事長は、第7条により申請があった場合は、「助成要件基準等」に沿って審査し、適当と認めた場合には、運用益等の範囲以内において調整し、事業の承認通知を行うものとする。また、承認できない場合はその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 林業事業体等は、事業費の30%を超える増減を生ずる場合は、変更の理由を付して事業計画変更申請書を予め理事長へ提出し、承認を受けるものとする。

2. 理事長の行う変更の承認については、第8条の規定を準用する。

(助成金の交付申請)

第10条 林業事業体等は承認された計画に基づいて事業を実施し、実施翌年度の6月末日までにその実績により助成金の交付を申請するものとし、助成金交付申請書に事業実績書、及び別に指示する関係書類を添え、理事長へ提出するものとする。

2. 前項にかかわらず、理事長が承認にあたり交付申請日を予め指示するものについては、指示した期日までに助成金の交付申請をするものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 理事長は、第10条の交付申請を審査し、適当と認めたものについては、助成金交付決定通知書で通知するものとする。また、審査の結果、内容の変更を要するか、又は交付対象とならない場合もその旨を通知するものとする。

2. 助成事業費の財団会計所属年度は、助成金交付決定日の属する年度で区分するものとする。

(審査等への対応)

第12条 理事長は、事業計画(又は計画変更)承認申請及び助成金交付申請があった場合に、審査に必要な補足説明や補足資料の提出を求め、或いは現地調査を行うことがある。

2. 申請した林業事業体等が、前項の理事長の求めに応じない場合は、助成対象としないことがある。

(交付条件の遵守)

第13条 理事長は、助成対象事業の適正な実施と事業の効率化、設備等の善良な管理運営を期するため、必要な交付条件を付するものとする。

2. 理事長は、助成金交付に際して付した条件に、助成金を受けた林業事業体等が違反していることが明らかとなった場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消し、及びこれに係る既交付助成金相当額を財団へ返納させることがある。

(助成金の支払)

第14条 理事長から第11条の助成金交付決定通知を受けた林業事業体等は、指定の期日までに助成金の請求書を提出し、支払いを受けるものとする。

2. 理事長が、事業規模、事業期間等により、前払いを必要と認め、承認の際に指定する事業については、第8条の承認を受けた範囲内において、林業事業体等は助成金の前払請求をし、支払いを受けることができるものとする。
3. 前項により前払いを受けた林業事業体等は、事業終了後速やかに実績に基づく助成金交付申請書を提出して精算し、過払金額のある場合は、財団へ返納しなければならないものとする。

(管理、調査及び報告)

第15条 助成を受けた林業事業体等は、助成事業に係る関係書類を、事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間整備保存しなければならないものとする。

2. 助成を受けた林業事業体等は、当該助成施設等について、所定の耐用年数期間は善良にして効率的な管理運用を行わなければならないものとする。
3. 理事長は、助成事業に係る事項につき必要があるときは、助成を受けた林業事業体が保管する関係諸帳簿、書類等を調査し、又は管理運用状況の報告を求め、及び必要な勧告をすることがあるものとする。

(助成金の減額)

第16条 理事長は、基本金等の運用益等の収入に、予測し難い変動があった場合は、第8条の定めるところにより認定した事業であっても、理事会の議決を経て減額することもあるものとする。

(委 任)

第17条 この業務方法書の施行に関し必要な事項、並びに申請書その他関係書類の様式は理事長が定めるものとする。

附 則

1. この方法書の改正は、理事会の議決を経て行うものとする。
2. この方法書は、平成13年3月21日から施行する。
3. この方法書の改正部分については、令和7年3月19日から施行する。
4. 既に計画書を提出し承認を受けている事業に限り、旧業務方法書の基準を適用する。

助 成 要 件 基 準 (1)

定款第4条の 該当事業の項	林業従事者の確保、育成に関する事業
事業の区分	技能講習等助成事業
助成の趣旨	林業従事者の林業知識並びに高度な技能の習得に係る研修の受講を促進する。
助成対象林業事業体	業務方法書第5条の林業事業体
助 成 要 件	1. 年間150日以上林業生産事業（造林、保育、伐採搬出の事業）に従事している者（※1.）
助成対象（額）	技能講習等に係る受講料及び資料代の1/2以内（※2. ※3.）
助成対象期間	当該年度初めから年度末終了までの12ヵ月間
計画書提出期限	理事長の定める日
助成金交付申請期限	当該翌年度の6月30日
実施上の留意事項 及び特別扱事項等	※1. NGM育成学校や財団が認めた研修は、林業生産事業に従事したものとして、日数に含めることができる。 ※2. 国・公共団体・特殊法人等、他の助成により受講した技能講習等については、当助成の対象としない。 ※3. 助成対象とする技能講習等種別及び助成額は、業務方法書第6条2により、理事長が定めるものとする。

助 成 要 件 基 準 (2)

定款第4条の 該当事業の項	林業従事者の確保、育成に関する事業
事業の区分	定着奨励金助成事業
助成の趣旨	林業に新規参入する若年林業従事者を月給制及び社会保障制度への加入等、安定した雇用形態で就労させ、林業従事者の確保・定着化を図る。
助成対象林業事業体	業務方法書第5条の林業事業体
助 成 要 件	1. 年間210日以上林業生産事業（造林、保育、伐採搬出の事業）に従事している者（※1.） 2. 月給制若しくは月給制に準ずる形態で雇用されている35歳以下の者（※2.） 3. 財団が主催するNGM育成学校に入校した者及び卒業者であること 4. 健康、厚生年金、労災、雇用保険に加入している者
助成対象（額）	新規林業従事者の処遇改善等経費 1人当たり月額10,000円（定額） （※2.※3.） [計算例：10,000円×12ヶ月＝120,000円/年・人]
助成対象期間	当該年度初めから年度末終了までの12ヵ月間（※4.）
計画書提出期限	理事長の定める日
助成金交付申請期限	当該翌年度の6月30日
実施上の留意事項 及び特別扱事項等	※1. NGM育成学校や財団が認めた研修は、林業生産事業に従事したものとして、日数に含めることができる。 ※2. 月給制に準ずる形態とは、日給制であっても各月15日以上就労が確約されていることをいう。また、期間中36歳になる時は、その誕生月までを助成対象とする。 ※3. 国・公共団体・特殊法人等から、他の助成を受けた月については、当助成の対象としない。 ※4. 助成受給期間は、対象月から連続した6ヵ年間とする。

助 成 要 件 基 準 (3)

定款第4条の 該当事業の項	林業従事者の就労条件の改善に関する事業
事業の区分	退職金共済掛金助成事業
助成の趣旨	退職後の将来的な不安を解消するため、安心して働ける雇用条件の改善を図り、長期的な林業の担い手育成、確保を推進する。
助成対象林業事業体	業務方法書第5条の林業事業体
助 成 要 件	1. 年間150日以上林業生産事業（造林、保育、伐採搬出の事業）に従事している者（※1.） 2. 中小企業退職金共済制度若しくは林業退職金共済制度に加入している者（※2.）
助成対象（額）	林業従事者を被共済者とする掛金の一部（※3.） 林退共：対象者1人につき、日額×1/2×対象加入日数 中退共：対象者1人につき、月額×1/2×対象加入月数 対象者1人につき、助成上限額は30,000円とする
助成対象期間	当該年度初めから年度末終了までの12ヵ月間
計画書提出期限	理事長の定める日
助成金交付申請期限	当該翌年度の6月30日
実施上の留意事項 及び特別扱事項等	※1. NGM育成学校や財団が認めた研修は、林業生産事業に従事したものとして、日数に含めることができる。 ※2. 退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭.34.5.9.法律160号）にいう制度で（林退共など特定業種を含む）あること。林業事業体等の事業主が「共済契約者」であり林業従事者が「被共済者」であるものとする。 ※3. 国・公共団体・特殊法人等から、他の助成を受けた掛金については、当助成の対象としない。

助 成 要 件 基 準 (4)

定款第4条の 該当事業の項	林業従事者の林業労働に係る安全と衛生の確保に関する事業
事業の区分	労働安全衛生促進助成事業
助成の趣旨	林業従事者の労働強度の負荷軽減や作業の危険有害要因を減少させると共に、災害時の緊急避難的な安全対策を強化させるなど、職場における労働者の安全と健康の保持増進を図る。
助成対象林業事業体	業務方法書第5条の林業事業体
助 成 要 件	1. 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律45号）による雇用改善計画を作成し、知事の認定を受け、計画的な雇用改善に取り組んでいること。（※1.） さらに、安全作業器具等の導入助成については、理事長が別に定める基準を満たした事業体等を対象とする。 2. 蜂刺され対策 ①年間150日以上林業生産事業（造林、保育、伐採搬出の事業）に従事している者（※2.） ②抗体検査等の結果から、自動注射器を携行させる必要があるとされた者 3. 安全作業器具等の導入 ①林業従事者の安全と健康の保持増進を図るため、理事長が予め承認する安全作業器具等であること。
助成対象事業費	1. 蜂刺され対策経費 ①エピネフリン自動注射器購入費の一部 1人当たり 2,000円（定額） ②蜂（アシナガ蜂・スズメ蜂）抗体検査費用の一部 1人当たり 2,000円（定額） 2. 安全作業器具等の導入経費 ①理事長が承認する安全作業器具等導入費の50%以内（上限は理事長が定めるものとする）
助成対象期間	当該年度内
計画書提出期限	理事長の定める日
助成金交付申請期限	理事長が承認に当たって定めた日
実施上の留意事項 及び特別扱事項等	※1. 労働安全衛生促進助成すべてに該当。 ※2. NGM育成学校や財団が認めた研修は、林業生産事業に従事したものとして、日数に含めることができる。

令和 年 月 日

公益財団法人秋田県林業労働対策基金理事長 様

申請人所在地

名 称

代表者

林業労働力確保対策事業の計画(変更)について(申請)

令和 年度において、次のとおり林業労働力確保対策事業を実施(変更)したいので申請します。

1. 助成計画(変更) 額 円 -

(内訳)

事業名	助成人数	計画額(円)
1. 技能講習等助成事業	人	
2. 定着奨励金助成事業	人	
3. 退職金共済掛金助成事業	人	
4. 労働安全衛生促進助成事業	-	
合 計	-	

2. 助成対象期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※労働安全衛生促進助成事業については記載不要。

3. 事業計画書(別紙)

※各助成事業毎、1,000円未満は切捨てにて申請のこと。

別紙1. 技能講習等助成事業（助成要件基準1）

氏 名	生年月日	就労日数	技能講習等名称	助成金額(円)
	年 月 日	日		
	年 月 日	日		
	年 月 日	日		
	年 月 日	日		
	年 月 日	日		
合 計	助成人数 人			円

【確認項目】

- ☐ 助成対象者は年間150日以上林業生産事業に従事している。
- ☐ 他の助成を受け、受講していない。

【添付書類】

交付申請(6月提出分)

- ☐ 就労日数表
- ☐ 技能講習等修了証（写）

別紙2. 定着奨励金助成事業（助成要件基準2）

氏 名	生年月日	就労日数	対象月数 ①	助成金額(円) ①×10,000円	ニューグリーンマスター育成学校 受 講 状 況
	年 月 日	日			NGM1年次 年受講 NGM2年次 年受講
	年 月 日	日			NGM1年次 年受講 NGM2年次 年受講
	年 月 日	日			NGM1年次 年受講 NGM2年次 年受講
	年 月 日	日			NGM1年次 年受講 NGM2年次 年受講
	年 月 日	日			NGM1年次 年受講 NGM2年次 年受講
合 計	助成人数 人			円	

【確認項目】

- ☐ 助成対象者は年間210日以上林業生産事業に従事している。
- ☐ 月給制若しくは月給制に準ずる形態で雇用されている。
- ☐ 助成対象者の年齢は35歳以下である。（助成は36歳の誕生日の月まで）
- ☐ 助成対象者はNGM育成学校に入校した者及び卒業者である。
- ☐ 助成対象者は健康・厚生年金・労災・雇用保険に加入している。
- ☐ 他の助成を受けた月については、当助成の対象としない。

【添付書類】

交付申請(6月提出分)

- ☐ 就労日数表
- ☐ 雇用契約書等/基本給等を確認できるもの（写）
- ☐ 賃金台帳/助成対象期間分（写）

別紙3. 退職金共済掛金助成事業（助成要件基準3）【林退共】

氏 名	就労日数	掛金①	助成金額(円) ①×1/2=②	助成上限額 ③	②又は③の いずれか低い額
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
		日額470円× 日		30,000円	
合 計			助成人数	人	円

【確認項目】

☐ 助成対象者は年間150日以上林業生産事業に従事している。

【添付書類】

交付申請(6月提出分)

☐ 就労日数表

☐ 林退共手帳（写）

別紙3. 退職金共済掛金助成事業（助成要件基準3） 【中退共】

氏 名	就労日数	掛金①	助成金額(円) ①×1/2=②	助成上限額 ③	②又は③の いずれか低い額
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
		月額 円× ヶ月		30,000円	
合 計			助成人数	人	円

【確認項目】

☐ 助成対象者は年間150日以上林業生産事業に従事している。

【添付書類】

交付申請(6月提出分)

- ☐ 就労日数表
- ☐ 中退共手帳（写）※前回申請時から変更ない場合は省略可
- ☐ 【掛金納付状況票】及び【退職金試算票】（写）

別紙4. 労働安全衛生促進助成事業（助成要件基準4）

1. 蜂刺され対策

①エピネフリン自動注射器購入

氏 名	生年月日	購入予定日	助成金額/定額	交付(販売)元 ※	備 考
		(購入日)			
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
合 計			円		

※記載例：〇〇医院、△△薬局等

【確認項目】

- ☐ 認定事業体である。
- ☐ 助成対象者は年間150日以上林業生産事業に従事することが見込まれる者。

【添付書類】

計画申請(令和 年 月 日まで提出)

- ☐ 抗体検査結果等(写)
- 過去に助成を受けたことがある者については、省略可

交付申請（理事長が承認に当たって定めた日まで提出）

- ☐ 支払証拠書類(写)
- ☐ 助成対象者が確認できるもの ※処方箋等(写)

別紙4. 労働安全衛生促進助成事業（助成要件基準4）

1. 蜂刺され対策

②蜂抗体検査費用

氏 名	生年月日	受検予定日	助成金額/定額	検査実施機関 ※	備 考
		(受検日)			
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
	年 月 日		2,000円		
合 計			円		

※記載例：林災防、〇〇医院等

【確認項目】

- ☐ 認定事業体である。
- ☐ 助成対象者は年間150日以上林業生産事業に従事することが見込まれる者。
- ☐ アシナガ蜂、スズメ蜂の2種を受検している。
- ☐ 過去に陽性反応があった者については、助成対象外とする。

【添付書類】

計画申請(令和 年 月 日まで提出)

添付書類なし

交付申請（理事長が承認に当たって定めた日まで提出）

- ☐ 支払証拠書類(写)
- ☐ 検査結果等(写)

別紙4. 労働安全衛生促進助成事業（助成要件基準4）

2. 安全作業器具等の導入

①チェーンソー、刈払機、休憩施設、その他購入

単位:円

商 品 名 品番・型式等	購入単価 ①	①×1/2 ②	助成上限額 ③	購入 個数 ④	助成金額 ②又は③の いずれか低い額×④	購入先	備 考
助成額合計					円		

※消費税は含まないこと。

【確認項目】

- ☐ 認定事業体である。
- ☐ 他の助成を受け、購入していない。

※『緑の雇用』研修準備費、安全向上対策費等を受ける事業体は、当助成と分けて購入手続等を行うのが望ましい

【添付書類】

計画申請(令和 年 月 日まで提出)

- ☐ 購入見積書(写)
- ☐ カタログ等 ※チェーンソーについては省略可

交付申請(理事長が承認に当たって定めた日まで提出)

- ☐ 納品書・請求書・支払証拠書類(写)
- ☐ 該当器具等の写真
- ・同一の物を複数個購入した場合、全てを並べ一枚の写真におさめること。
 - ・チェーンソー、刈払機の各シリアルナンバーの写真も添付すること。
- ☐ 固定資産台帳(写) ※チェーンソー、刈払機については省略可

別紙4. 労働安全衛生促進助成事業（助成要件基準4）

2. 安全作業器具等の導入

②簡易トイレ、その他レンタル

商 品 名 品番・型式等	導入経費 ①	助成金額 ①×1/2	レンタル先	レンタル期間	備 考
				～	
				～	
				～	
助成額合計（上限 円）		円			

※消費税は含まないこと。

【確認項目】

- ☐ 認定事業体である。
☐ 他の助成を受け、導入していない。

※『緑の雇用』研修環境整備費等を受ける事業体は、当助成と分けて導入
 手続等を行うのが望ましい

【添付書類】

計画申請（令和 年 月 日まで提出）

- ☐ 見積書（写）

・助成対象は、レンタル商品本体の他、保証料、運送設置費、処理費用等
 も可とする。

交付申請（理事長が承認に当たって定めた日まで提出）

- ☐ 納品書・請求書・支払証拠書類（写）
☐ 該当器具等の写真
 ・現場設置後の写真

就労日数表(各項目共通)

氏名	申請項目	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
	☐ 技能 ☐ 退職金	☐ 定着 林業														

氏名	申請項目	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
	☐ 技能 ☐ 退職金	☐ 定着 林業														

氏名	申請項目	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
	☐ 技能 ☐ 退職金	☐ 定着 林業														

氏名	申請項目	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
	☐ 技能 ☐ 退職金	☐ 定着 林業														

氏名	申請項目	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
	☐ 技能 ☐ 退職金	☐ 定着 林業														

秋林基第 号
令和 年 月 日

林業事業体等申請者 あて

公益財団法人秋田県林業労働対策基金
理事長



林業労働力確保対策事業の計画(変更) について（承認）

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画(変更)について、下記のとおり承認します。
ただし、交付決定については、実績により申請された内容等を審査のうえ行います。

1. 助成計画(変更) 承認額 ￥ _____ -

(内訳)

事業名	助成人数	承認額（円）
1. 技能講習等助成事業	人	
2. 定着奨励金助成事業	人	
3. 退職金共済掛金助成事業	人	
4. 労働安全衛生促進助成事業	-	
合 計	-	

※労働安全衛生促進助成事業については、令和 年 月 日まで助成金交付申請をすること。

令和 年 月 日

公益財団法人秋田県林業労働対策基金理事長 様

申請人所在地

名 称

代表者

林業労働力確保対策事業の助成金交付について（申請）

令和 年度において、次のとおり助成金を交付されるよう申請します。

1. 交付申請額 ￥ _____

（内訳）

事 業 名	助成人数	交付申請額（円）
1. 技能講習等助成事業	人	
2. 定着奨励金助成事業	人	
3. 退職金共済掛金助成事業	人	
4. 労働安全衛生促進助成事業	-	
合 計	-	

2. 助成対象期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※労働安全衛生促進助成事業については記載不要。

3. 事業実績書（別紙）

※各助成事業毎、1,000円未満は切捨てにて申請のこと。

秋林基第 号

令和 年 月 日

林業事業体等申請者 あて

公益財団法人秋田県林業労働対策基金

理事長 ⑩

林業労働力確保対策事業の助成金交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、次のとおり交付することに決定したので、業務方法書の定めるところにより通知します。

1. 交付決定額 ￥ _____

（内訳）

事業名	助成人数	決定額（円）
1. 技能講習等助成事業	人	
2. 定着奨励金助成事業	人	
3. 退職金共済掛金助成事業	人	
4. 労働安全衛生促進助成事業	-	
合 計	-	

2. 交付の条件

財団の付した助成金交付条件に違反した場合は、交付決定額の全部又は一部を取消し、これに係る既に交付した助成金を返納させることがある。

3. 助成金の請求

様式第5号助成金請求書を、令和 年 月 日まで財団へ提出すること。

令和 年 月 日

公益財団法人秋田県林業労働対策基金理事長 様

申請人所在地

名 称

代表者



林業労働力確保対策事業の助成金について（請求）

令和 年 月 日付け交付決定通知のあった、林業労働力確保対策事業助成金について、
次のとおり請求します。

1. 請求額 ￥ _____

(内訳)

事 業 名	助成人数	請求額 (円)
1. 技能講習等助成事業	人	
2. 定着奨励金助成事業	人	
3. 退職金共済掛金助成事業	人	
4. 労働安全衛生促進助成事業	-	
合 計	-	

2. 助成金振込口座

金融機関の名称・支店名	銀行・金庫 支店
口座の種類・口座番号	当座・普通 NO.
(ふりがな) 口 座 名 義	